

建設工事等からの暴力団等の排除対策の強化について

1 概要

観音寺市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、設計等コンサルタント委託業務（以下「建設工事等」という。）からの暴力団等の排除対策を一層強化し、建設工事等の契約の適正な履行と建設工事等に対する市民の信頼の確保を図るため、香川県警察本部との協定の締結並びに指名停止等措置要領の改正を行いました。

この協定の締結により、「契約等の相手方やこれに関与する者が、暴力団やその関係者に該当するか否か」について、香川県警察本部に対して照会し、回答を得る仕組が整い、その該当確認をもって指名停止等の措置を講じることができるようになりました。

2 これまでの暴力団等の排除の取組

- (1) 入札参加資格者名簿登載者に対する指名停止（観音寺市建設工事指名停止等措置要領）
 - ・ 名簿登載者が暴力的不法行為者に該当するとき等は、一定期間指名停止
- (2) 暴力団等による不当要求行為を受けた場合の市への報告及び所轄警察署への届出等の義務付け（観音寺市発注工事等に対する不当要求行為排除対策要綱）
 - ・ 市発注の建設工事等において受注者が暴力団等による不当要求行為を受けた場合、発注者である市への報告及び所轄警察署への届出等を義務付け
 - ・ 報告・届出義務に違反した場合は、一定期間指名停止
- (3) 暴力団等による不当要求行為を受けた場合における県内8市と香川県警察本部との連携（発注工事等における暴力団等による不当要求行為の排除手続きに関する合意書）

3 暴力団等の排除対策の強化

- (1) 香川県警察本部との協定の締結（平成23年2月22日締結）

観音寺市をはじめ県内の8市と警察本部刑事部長が、相互協力のための協定(※)を締結しました。※県内八市の発注による建設工事等及び県内八市による市有財産の売払いの契約、指定管理者の指定等からの暴力団等の排除に関する協定書
- (2) 観音寺市建設工事指名停止等措置要領の改正（平成23年2月15日施行）

入札参加資格者名簿登載者に対する指名停止の措置要件について、追加・拡充しました。

<追加・拡充後の措置要件>

- ・ 有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき
- ・ 業務に関し、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき
- ・ 暴力団又は暴力団関係者に対し、財産上の利益、便宜を与えたと認められるとき
- ・ 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき
- ・ 暴力団又は暴力団関係者と知りながら、これを利用したと認められるとき

※ 建設工事等に係る上記2の(2)の不当要求行為排除対策要綱の取扱は、変更ありません。
※ 建設工事等のほか、物品の買入れ等、市有財産の売払いの契約、指定管理者の指定からの暴力団等の排除対策の強化のため、市関係要綱等の整備も併せて行われました。